

# 平成 29 年度事業報告

## (1) 平成 29 年度事業報告

平成 29 年度の事業実施内容の概略は次のとおりである。

### I. 会員数（平成 30 年 3 月 31 日現在）

会員区分	平成 29 年度末（増減） （平成 30 年 3 月 31 日現在）	平成 28 年度末 （平成 29 年 3 月 31 日）
第一種正会員	368 (0)	368
第二種正会員	11 (-1)	12
準会員	567 (+6)	561
合計	946 (+5)	941

### II. 事業の実施状況

平成 29 年度は、「1. クレジットカードセキュリティ対策の推進」、「2. 改正割賦販売法・政省令等への適切な対応」、「3. クレジット取引の安心感の醸成を図るための消費者広報・啓発」の三点を重点施策とし、「1. 認定割賦販売協会としての事業」、「2. 認定個人情報保護団体としての事業」、「3. 業界団体としての事業」の三つの柱で事業を遂行した。

具体的な事業の内容と成果は、以下のとおりである。

#### 1. 認定割賦販売協会としての事業

##### (1) 自主ルールの改正・周知等

①割賦販売法の改正部分のうち特定商取引法に関する部分については、改正特定商取引法の施行日（平成 29 年 12 月 1 日）に合わせて施行されることから、割賦販売法の以下の改正部分について本体改正部分に先行して会員に周知した。

- 1) 過量販売規制の対象取引に電話勧誘販売を追加
- 2) 意思表示の取消権の行使期間を 6 ヶ月から 1 年間に延長
- 3) 特定継続的取引の対象にいわゆる美容医療を追加

②上記①以外の割賦販売法の改正に伴う自主規制規則等の改正については、政省令の公布及び「監督の基本方針」の公表の時期が想定より遅れたことに加え、これらの解釈運用についての法務部会WGでの検討及び行政との調整に時間を要したこと等から、下記の部会等により改正案の検討を進めたが、平成 29 年度内に取りまとめるには至らず、改正法施行までに極力早く取りまとめることとしている。

- 1) 個品部会において、個別信用購入あっせんに係る自主規制規則、同細則等の改正案を検討した。

- 2) カード部会において包括信用購入あっせんに係る自主規制規則、同細則の改正案を検討するとともに、法務部会のWGにおける検討結果を、クレジットカード番号の適切な管理等に関する自主規制規則、同細則等の改正案に反映するとともに、新たな運用指針の策定等について検討した。
- 3) インフラ整備部会（自主規制委員会から総務委員会への検討依頼による）のWG及び加盟店部会の合同会議において、新たな加盟店情報交換制度のシステム設計とあわせて同運営規則等の改正案を検討した。

## (2) 加盟店情報交換制度の運営改善等

### ① 加盟店情報交換制度の運営

平成 29 年度の JDM センターの登録照会状況は以下のとおり。 (単位：件)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計
登録	764	1,706	909	1,119	1,680	2,420	2,364	1,963	2,366	15,291
申出情報	—	—	—	—	310	1,104	1,129	1,102	1,214	4,859
苦情発生情報	471	982	486	449	643	471	384	247	323	4,456
苦情原因分類情報	85	319	266	408	446	524	561	406	542	3,557
苦情調査情報	7	55	32	78	81	128	81	64	165	691
強弱評価情報	201	350	125	184	200	193	209	144	122	1,728
行政処分情報	48	131	96	106	101	87	72	40	50	731
照会	23,978	158,908	277,316	527,171	812,879	947,426	750,736	925,049	1,039,345	5,462,808
新規	15,262	76,469	127,759	189,929	195,223	229,728	257,741	434,085	477,479	2,003,675
途上	8,716	82,439	149,557	337,242	617,656	717,698	492,995	490,991	561,893	3,459,160

### ② 加盟店情報交換制度の運用改善

#### 1) PIO-NET 情報の提供

行政情報の一環として、経済産業省の協力を得て、国民生活センターが保有する消費者相談情報（PIO-NET 情報）のうちクレジット取引にかかる情報提供を四半期毎に実施した。  
(4月、7月、10月、1月)

### ③ 新加盟店情報交換制度の構築に向けた検討

改正割賦販売法に規定された「クレジットカード番号等の適切な管理等のために必要な情報」の収集・提供を行うため、新たな加盟店情報交換制度について、上記(1)②(3)の合同会議において検討を進め、設計・システム構築に取り組んでおり、2月2日には検討途中という留保付きで、会員各社にデータ連携の仕様等について示していたが、経済産業省との調整の結果、現在構築中のシステムについて見直しと追加開発が必要との判断に至った。

この結果、システムのリリース時期は、改正法施行時期より遅れ、平成30年の秋以降に延期せざるを得ない状況となり、改正法施行から新システムのリリースの間は暫定措置を準備し対応することになるため、あわせて検討を進めている。

### (3) 消費者等からの苦情への対応（業界団体としての事業を含む）

#### ①相談・苦情等の受付状況

平成 29 年度中に受け付けた相談・苦情等（問合せを含む）は 3,099 件（前年度比 211 件、7.3%増）であり、平成 28 年度末の旅行代理店の破産等の影響もあって 2 年連続の件数増となった。

#### 【相談・苦情等の月次受付件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
29年度	453	300	281	216	262	249	217	210	239	207	216	249	3,099

#### ②相談・苦情等への対応状況

平成 29 年度に受け付けた相談・苦情等への対応（複数集計）は、以下のとおりである。

受け付けた相談・苦情等 3,099 件のうち 2,983 件（96.3%）が、消費者相談室における窓口対応（アドバイス、情報提供、会員相談窓口紹介、関係機関紹介）であった。

一方、会員と連携する対応は 79 件あり、すべて「通知」（個別信用購入あっせん 10 件、包括信用購入あっせん 67 件）であり、割賦販売法違反の疑いがあるとして「調査・処理依頼」を行った事業はなかった。

#### 〔相談・苦情等への対応〕

	窓口 対応	アドバ イス	情報 提供	会員相 談窓 口紹 介	関係機 関紹 介	会員と の連携 対応				その他	計
						通知	対応 依頼	調査・ 処理依 頼			
29年度	6,709	2,731	2,864	591	523	79	79	0	0	41	6,829

※1 件の相談等に複数の対応をするものがあるため、対応件数は受付件数と一致しない。

アドバイス	...	相談者が相談・苦情等に適切に対応できるように助言等をするもの。
情報提供	...	相談者へ相談・苦情等事案に関する知識や情報等を伝えるもの。
会員相談窓口紹介	...	相談者へ一般的な説明をするとともに、会員の顧客窓口を紹介するもの。
関係機関紹介	...	相談・苦情等事案の対応に関してより適切な機関（他の相談機関や個人信用情報機関等）を紹介するもの。
通 知	...	相談者の意向と契約を特定するための属性を確認のうえ、会員に相談・苦情等事案の内容を伝え、相談者への連絡等を依頼するもの。
対応依頼	...	相談・苦情等事案の内容が割賦販売法や自主規制規則の適用を受けるか否かに関わらず、事案の他への波及の恐れ等を考慮し会員に知らしめる必要があるものについて、会員に書面で事案の対応を依頼し、処理結果等について文書で報告を求めるもの。
調査・処理依頼	...	割賦販売法や自主規制規則に著しい違反の恐れのある相談・苦情等事案について、会員に書面で事案の調査を依頼し、処理結果等について文書で報告を求めるもの。

#### ③消費者相談室相談員の研修

消費者相談室相談員のスキルアップを目的に、講師招聘による内部研修の実施や外部機関主催会議等への参加（32 講座等）による研修を行った。

#### ④相談・苦情等状況のとりまとめと会員への周知

平成 29 年 7 月に「平成 28 年度 消費者相談報告書」を作成し、正会員及び関係機関に配布するとともに、協会ホームページに掲載した。

また、平成 29 年度四半期ごとに消費者相談の概況をとりまとめ、協会ホームページ及び協会報に速報として掲載し、周知を図った。

#### ⑤消費生活センター等の相談機関への訪問・連携

協会の役割と活動、消費者相談室での相談・苦情等の受付対応等を周知するとともに情報交換を行うため、経済産業省消費者相談室をはじめ各地の消費生活センター等 30 機関に訪問した。

また、以下の 6 機関からの要請に基づき、相談員研修への講師を派遣した。

○近畿経済産業局主催「平成 29 年度近畿地域消費者相談スキルアップセミナー」

○東京都消費生活総合センター相談課主催「消費生活相談員専門知識向上研修会」

○福島県消費生活課主催「平成 29 年度消費生活相談員等専門研修会」

○（公財）関西消費者協会主催「大阪府内市町村消費生活相談員向け研修会」

○宇都宮市消費生活センター主催「消費生活相談員向け研修会」

○NPO 法人青森県消費者協会 青森県消費生活センター業務部主催「消費生活相談員等研修会」

#### (4) 自主ルールの遵守状況調査の実施

##### ①書面調査

業界全体の状況を把握するための取引実態調査に加え、既存契約での暴排条項記載の対応、PIO-NET 情報の活用状況、支払可能見込額算定における生活維持費の運用措置等について調査した。

調査内容については、行政との連携等を考慮して調整し、また、昨年度の書面調査と同様、電磁的方法による回答など、会員における負担軽減を図った。

なお、調査結果については、平成 29 年 12 月に協会ホームページにて公表した。

・実施時期 平成 29 年 7 月

・対象 正会員 368 社

##### ②定期実地調査

平成 28 年度から 30 年度の法令等遵守状況調査の基本方針を踏まえ、消費者トラブルに発展する可能性の高い与信審査(生活維持費の算定及び特例対応)や加盟店調査(調査不備の有無)の対応状況の確認、過去に調査を受けた会員については前回の指摘事項の改善状況の確認についても重点を置き、81 社に対して実施し、必要な助言・改善要請を行った。

#### (5) 利用者・消費者向け広報・啓発の実施（後掲 3. (2)にまとめて記載）

#### (6) 割賦販売法・自主ルール研修の実施

「信用購入あっせん業者の登録にあたっての審査基準」及び「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」では、法令等遵守（コンプライアンス）体制等の社内教育として、割賦販売法及び自主規制規則の遵守を確保するため、認定割賦販売協会主催する研修又は同等の内容の

研修に役職員を定期的に参加させることが明記されている。

これに対応する研修として、割賦販売法・自主ルール研修を下記のとおり実施した。

### ①役員研修

役員研修を10月5日に大阪、10月10日に東京で実施し、420名の参加を得た。

この研修は、信用購入あっせん業者の代表者又は信用購入あっせん業務を担当する役員を対象に割賦販売法及び自主ルールを理解し、社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的に毎年実施している。今年度のテーマ、講師は下記のとおり。

テーマ	講師
『法改正及び平成29年度立入検査について』	経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課長 正田 聡 氏
『割賦販売法におけるコンプライアンス体制の整備と実践』	山下・柘・二村法律事務所 弁護士 二村 浩一氏

### ②一般研修・講師研修

一般研修は、信用購入あっせん業務に従事する職員を対象に割賦販売法及び自主ルールを理解し、それらに基づいた業務を行うことができる人材を育成することを目的に実施している。また、講師研修としては、会員主催研修の講師を育成することを目的とした講師育成研修に加え、その講師資格を継続するための講師更新研修を実施している。

平成29年度の一般研修・講師研修の参加状況は以下のとおり。

		協会指定会場		講師派遣制度		合計		
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	
一般 研修	個別研修	6回	105名	1回	32名	7回	137名	
	包括研修	15回	269名	3回	103名	18回	372名	
	合同研修	0回	0名	0回	0名	0回	0名	
	※更新研修受講	21回	56名	0回	0名	21回	56名	
	小計	42回	430名	4回	135名	46回	565名	
講 師 研 修	講師更新研修	30回	850名	7回	387名	37回	1,237名	
	講師 育成 研修	個別研修	9回	118名	0回	0名	9回	118名
		包括研修	18回	314名	5回	113名	23回	427名
		合同研修	5回	72名	4回	108名	9回	180名
		小計	32回	504名	9回	221名	41回	725名
合 計		104回	1,784名	20回	743名	124回	2,527名	

※平成29年度より、2巡目以降の一般研修受講者について、講師更新研修を受講し、修了した場合も一般研修の修了とみなされることとなった。

## 2. 認定個人情報保護団体としての事業

### (1) 個人情報保護指針等の改正と周知

- ①個人情報保護法の改正に対応し、「個人情報保護指針」及び「附属規程」の改正案を取りまとめ、それぞれ第 49 回理事会及び第 22 回個人情報保護推進委員会において了承された。改正後の「個人情報保護指針」及び「附属規程」は改正法の全面施行日（平成 29 年 5 月 30 日）に施行することとし、5 月 17 日に協会ホームページ会員専用ページに掲載するとともに、対象事業者に送付した。
- ②「個人情報保護指針」については、改正後の個人情報保護法の規定に基づき 5 月 30 日に個人情報保護委員会に届出を行い、個人情報保護委員会より 6 月 6 日に公表された。
- ③「個人情報保護指針」に記載の事例や、個人情報保護委員会に解釈を確認することができたクレジット業界特有の事例を取りまとめた「個人情報保護指針に関する事例集」を 5 月 30 日に協会ホームページ会員専用ページに掲載した。本事例集については、今後定期的に更新する予定としている。
- ④「個人情報保護指針」及び「附属規程」の改正に関する説明会を、6 月 9 日から 6 月 29 日にかけて、全国 10 地区にて開催し、合計 460 名の出席を得た。
- ⑤対象事業者からの改正後の個人情報保護指針等に関する問合せの件数については、改正後の個人情報保護指針を公表した平成 29 年 6 月から平成 30 年 3 月までの合計は 190 件であった。なお、6 月には 58 件の問合せがあったが、7 月以降は問合せが減っている。
- ⑥「個人情報保護指針 附属規程」について、前回改正以降に個人情報保護委員会から新たに示された解釈等を踏まえた見直しを行い、第 23 回個人情報保護推進委員会（平成 29 年 12 月 14 日開催）において一部改正が承認された。
- ⑦「個人情報保護に関する Q&A」について、改正個人情報保護法と当協会の個人情報保護指針を踏まえた内容の見直しを行った。
- ⑧個人情報保護指針等の改正に関する追加説明会を、2 月 9 日から 2 月 23 日にかけて盛岡、東京、大阪、福岡、鹿児島 の 5 地区で開催し、合計 103 名の参加を得た。

### (2) 個人情報漏えい等報告ルールの見直し

個人情報保護法に基づく「ガイドライン（通則編）」及び「個人情報保護指針」に基づき、会員において発生した個人情報漏えい等の事案の報告受付処理を行った。なお、同指針の改定により、個人データの漏えい報告ルールについて、郵便局の誤配は漏えい報告の対象としないなどの見直しを行い、与信事業は経済産業省に、与信事業以外は個人情報保護委員会に報告した。平成 29 年度の報告内容は以下のとおり。

与信事業において発生した個人データの漏えい等の状況

	誤送付・ 誤送信	紛失 (不明)	盗難	不正 アクセス	その他	小計
自 社	189	49	1	34	33	306
委託先	268	61	4	1	12	346
不 明	0	3	0	0	2	5
小 計	457	113	5	35	47	657

与信事業以外において発生した個人データの漏えい等の状況

	誤送付・ 誤送信	紛失 (不明)	盗難	不正 アクセス	その他	小計
自 社	22	16	0	0	0	38
委託先	5	11	0	0	0	16
不 明	0	0	0	0	0	0
小 計	27	27	0	0	0	54

(3) 個人情報の取扱いに関する苦情処理

会員（対象事業者）の個人情報の取扱いに関する消費者からの苦情・相談等の処理業務を行った。平成 29 年度の苦情・相談の受付状況は以下のとおり。

【個人情報の取扱いに関する苦情・相談の受付状況】

	内 容	計
苦 情	申出人の求めを実現するために、会員への連絡、調査依頼、報告徴収、解決案の提示依頼などの処理を行ったもの	4
相 談	個人情報の取扱い等に関する会員会社の対応の妥当性や申出人の求めを実現させる方法等に関する助言を求めるもの	106
問合せ	申出人の求めにより、会員の相談窓口、個人信用の開示請求方法などの客観的事実に関する情報提供を行ったもの	71
合 計		181

(4) 個人情報保護研修の実施

個人情報保護研修を 10 月 20 日に札幌、10 月 23 日に仙台、10 月 17 日に東京、10 月 18 日に大阪、10 月 16 日に福岡で開催し 379 名の参加を得た。

この研修は、認定個人情報保護団体が行う教育・研修活動の一環であり、また個人情報保護指針第 15 条第 2 項で認定個人情報保護団体が参加を求める研修として、社内のコンプライアンス体制を整備し実践するために、必要な個人情報保護法や関係ガイドライン、個人情報保護指針の遵守及び認定個人情報保護団体の役割等に関する知識を包括的に習得し、組織全体で共有し適切に活用することを目的として実施しているものである。

今年度のテーマ、講師は以下のとおり。

テーマ	講師等
「改正個人情報保護法における、与信事業を中心とした実務運用上の留意点について」	講師 片岡総合法律事務所 弁護士 高松 志直 氏 弁護士 永井 利幸 氏
「認定個人情報保護団体の活動について」	説明者：当協会 個人情報保護推進センター
習熟度測定	

なお、認定個人情報保護団体としての研修については、第 23 回個人情報保護推進委員会(平成 29 年 12 月 14 日)において、平成 30 年度から個人情報取扱主任者認定制度等によって実施する旨の運用見直しが行われた。

(5) クレジットカード番号漏えい等報告ルールに基づく対応

「クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制規則」に基づいて、会員等において発生したクレジットカード番号の漏えい等の事案の報告受付処理を行った。平成 29 年度の処理状況は以下のとおり。

1) 当協会経由で経済産業省へ報告を行った事案の状況

発生区分	発生区分別件数の内訳		漏えい・紛失等の対象カード会員数
自社・委託先等からの漏えい等	自 社	0 件	0 人
	委託先	0 件	0 人
	小 計	0 件	0 人
契約加盟店等からの漏えい等	1 件		7 人
合 計	1 件		7 人

2) <参考>所管の経済産業局へ事業者から直接報告が行われた事案の状況

発生区分	発生区分別件数の内訳		漏えい・紛失等の対象カード会員数	備 考
自社・委託先等からの漏えい等	自 社	0 件	0 人	
	委託先	2 件	364, 211 人	委託先が運営するサイトへの不正アクセス、委託先派遣社員による不正な持ち出し
	小 計	2 件	364, 211 人	
契約加盟店等からの漏えい等	151 件		175, 915 人	加盟店サイトへの不正アクセス、売上伝票の紛失
合 計	153 件		540, 126 人	

3. 業界団体としての事業

(1) クレジットカード利用環境の整備

① 「クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画」に基づくセキュリティ対策の推進

1) 関係ガイドライン等の改定及び策定

クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2017 及び同協議会WGでの決定事項等を受け、以下のガイドライン等について実行計画 2017 と重複するものはこれに一本化する方向で見直し、改定等を行った。

実行計画のテーマ	計画・ガイドライン等
クレジットカード情報保護	「PCI DSS 準拠にかかる基準及び検証方法等に関する実施要領」を策定（改定版「日本におけるクレジットカード情報管理強化に向けた実行計画」の見直し）
クレジットカード偽造対策	「カード会社(アクワイアラー)として加盟店に対して IC 対応を推進する方策」を廃止
	「IC 取引における本人確認方法に係るガイドライン」及び「改定本人確認不要(サインレス/PIN レス)取引に係るガイドライン」は現行のまま存続
	「クレジットカードの暗証番号の認知度向上等に係るカード会社の周知活動について」（旧日本クレジット産業協会「暗証番号の認知向上及び認定管理に係るクレジット会社の広報活動について」改定）
なりすましによる不正防止	「インターネット上での取引時における本人なりすましによる不正使用防止のためのガイドライン」（失効）



## 2) 実行計画 2017 に関する説明会等の開催

### (ア) 実行計画に関する説明会

協会加盟の全会員会社を対象に、実行計画 2017 に関する説明会を、平成 29 年 3 月から 4 月にかけて全国 9 地区 11 会場にて開催し、628 名の参加を得た。

### (イ) カード会社向け SAQ 対策講習会

協会加盟の包括信用購入あっせん業者及び立替払取次業者を対象に、日本カード情報セキュリティ対策協議会（JCDS）の協力を得て、SAQ 対策講習会を平成 29 年 4 月に全国 9 地区 10 会場にて開催し、376 名の出席を得た。

### (ウ) 「改正割賦販売法」及び「クレジット取引セキュリティ対策協議会 実行計画 2017」に関する PSP 向け説明会の開催

PSP 事業者を対象に、東京地区で経済産業省の担当を講師に招き説明を 4 月 28 日に開催し、107 名の参加を得た。また、EC におけるカード情報非保持化推進に役立ててもらうことを目的とした、カード情報非通過型の仕組みの解説と導入推進について説明したチラシの配布も行った。



## 3) 重点推進先の選定と現状ヒアリング実施

クレジットカードの取扱い件数の多い加盟店及び主要な PSP など計 260 社を重点推進対象先として選定し、インフラ整備部会の関連WGに所属するカード会社メンバー13 社により推進活動を展開した。

平成 29 年 4 月から 5 月にかけて、実行計画の説明と当該加盟店・PSP の現状の対策実施状況についてヒアリングを行い、推進の基礎資料とするとともに行政に報告を行った。

## 4) 加盟店団体への推進要請

協議会の事務局として経済産業省と連携のうえ、3 月中旬から 5 月下旬にかけて、(協議会に参加していない団体を含め) 流通関係の業界団体を訪問し、協議会の実行計画について説明するとともに、傘下会員企業への周知及び推進を要請した。さらに、各団体等からの要請により、関係の会合等へ出席し、実行計画等の説明及び協力要請を行った。

### 【訪問先団体】

- ①日本百貨店協会、②日本通信販売協会、③日本チェーンストア協会（①～③は協議会にオブザーバー参加）、④日本フランチャイズチェーン協会、⑤日本スーパーマーケット協会、⑥新日本スーパーマーケット協会、⑦日本ボランタリーチェーン協会、⑧日本ショッピングセンター協会、⑨日本チェーンドラッグストア協会、⑩日本専門店協会、⑪石油連盟・全国石油商業組合連合会、⑫(一社)日本旅行業協会、⑬日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会、⑭日本ボランタリーチェーン協会、⑮電子情報技術産業協会（順不同）

【各団体の会合への出席一覧】

4月17日	全国ハイヤー・タクシー連合会 技術・環境委員会
4月25日	日本フランチャイズ・チェーン協会 理事会
4月27日	日本カード情報セキュリティ協議会総会
5月18日	日本ボランタリーチェーン協会 政策研究会
5月19日	新日本スーパーマーケット協会 Future Store “NOW” 分科会
5月23日	日本カード情報セキュリティ協議会 QSA 部会
6月1日	日本通信販売協会「クレジットカードのセキュリティ対策セミナー」(大阪)
6月7日	日本旅行業協会 マネジメントセミナー「『改正割賦販売法』施行に伴うカード加盟店の対応について」
7月12日	日本通信販売協会「クレジットカードのセキュリティ対策セミナー」(東京)
7月21日	「ケーブル技術ショー2017」内技術セミナー
8月25日	日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 理事会
9月11日	全国ハイヤー・タクシー連合会 クレジットカードのセキュリティ対策強化に関する勉強会
9月14日	日本ケーブルテレビ連盟近畿支部 割賦販売法改正に伴うクレジットカード情報取扱いに関する勉強会
9月26日	アカマイ・テクノロジーズ EC 事業者向けカード取引保護とウェブセキュリティ強化セミナー
10月24日	日本カード情報セキュリティ協議会 コミュニティミーティング(秋)
11月15日	日本カード情報セキュリティ協議会 QSA 部会
1月19日	流通系クレジット会社協議会
2月14日	UBM ジャパン イーコマースフェア 2018 東京
3月13日	日本自動販売システム機械工業会 運営会議
3月23日	日本カード情報セキュリティ協議会 セミナー

5) クレジットカード情報保護の強化

- 平成 29 年 5 月に「POS-IC 化推進に向けたシステム構成～対面加盟店における非保持と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について～」を取りまとめ、協会ホームページにおいて会員に周知するとともに、関連する事業者団体等に配布し、周知を要請した。なお、平成 30 年 1 月に一部修正を行った。
- 平成 29 年 7 月に「メールオーダー/テレフォンオーダー等の非対面加盟店の対応について」を取りまとめ、協会ホームページにおいて会員に周知するとともに、関連する事業者団体等に配布し、周知を要請した。なお、平成 29 年 11 月に新たな非保持化方策を追加、平成 30 年 1 月に追補版を取りまとめた。
- 平成 30 年 1 月に「非保持化実現加盟店における過去のカード情報保護対策」を取りまとめ、協会ホームページにおいて会員に周知するとともに、関連する事業者団体等に通知し、周知を要請した。

## 6) クレジットカード偽造防止対策等の強化

- ・平成 29 年 3 月 8 日に「IC カード対応 POS ガイドライン」を、平成 29 年 11 月 1 日に「非接触 EMV 対応 POS ガイドライン」を策定し、協会ホームページにおいて会員に周知するとともに、関連する事業者団体等に通知し、加盟企業への周知を要請した。なお、両ガイドラインとも平成 30 年 3 月 13 日に改定した。
- ・平成 29 年 12 月「国内ガソリンスタンドにおける IC クレジットカード取引対応指針」、平成 30 年 2 月に「オートローディング式自動精算機の IC 対応指針と自動精算機の本人確認方法について」を策定し、協会加盟の関係会員に通知し、関連する事業者団体等に周知した。

## 7) 加盟店の IC 対応の「見える化」の方策

加盟店の IC 対応の見える化の方策として、「共通シンボルマーク」や「IC 対応デザイン」、「IC 取引啓発デザイン」を策定した。IC 対応加盟店が独自の見える化の取組が可能となるよう当該マーク・データを協会ホームページに掲載した。



【共通シンボル】



【IC 対応デザイン】



【IC 取引啓発デザイン】

## 8) クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2018 の策定

協議会事務局として、3つのWGと3つのサブWGを計31回開催し、実行計画2017の検証を行うとともに、実行計画2018の取りまとめに向けた検討を行った。実行計画2018は平成30年3月1日開催されたクレジット取引セキュリティ対策協議会第5回本会議において取りまとめられた。同実行計画を周知するため、平成30年3月に全国9地区11会場において説明会を開催し、681名の参加を得た。

## 9) クレジットカード発行会社における IC カード化の推進

クレジットカードの偽造防止対策を目的に、2020年3月末までにクレジットカードの IC カード化 100%を目指す計画に基づき、カード発行会社（イシュア）における定期的な IC カード化の推進状況等の把握及びその目標数値を達成されたカード会社を顕彰することを目的とした「2017年度 カード発行会社における IC カード化推進状況調査」を実施した。

調査の結果、2017年12月末時点で、協会加盟の調査対象カード会社234社のうち、IC カード化 100%を達成している会社は84社であった。

また、調査対象会社の総発行枚数に占めるクレジットカードの IC 化の割合は 77.3%と前回調査（2016 年 12 月末時点）の IC カード発行比率である 75.4%に比べて 1.9 ポイントの増加にとどまった。計画が未達成の対象会社に対しては、達成に向けたより一層の IC カード化に向けた取り組みを行うよう要請した。

#### 10) クレジット取引におけるセキュリティ対策推進事業

平成 28 年度補正予算によって交付されることになった「クレジット取引におけるセキュリティ対策推進事業」の「補助事業者」として、補助金の交付に関する事業を行った。

本事業は、POS システムを導入しているクレジットカード加盟店が業界単位等で取り組む、共同利用が可能な決済システムの導入・実証を行う事業であり、次の 2 者を間接補助事業者として採択し、平成 30 年 3 月末に完了した。（業務管理費：15,270,947 円、間接補助事業費：167,537,937 円）

- ・株式会社シジシージャパン、エス・ビー・システム株式会社
- ・一般社団法人日本ホテル協会、三菱UFJニコス株式会社

### ②クレジットカードの重要インフラ防護

#### 1) クレジットセプター（CEPTOAR）の活動

##### ア) 構成員の拡大

経済産業省からの要請により、新たに自社でオーソリシステムを保有しているカード会社 14 社と決済代行会社 10 社に対して参加要請を行い、23 社が参加した。参加要請に当たっては、5 月に東京、岡山、福岡において説明会を開催した。

##### イ) クレジットセプターにおける情報セキュリティガイドラインの改定

国の重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画の改訂にあたり、クレジットセプターのサービス維持レベルとして、「サイバー攻撃によりクレジットカード決済システムが機能不全となり、クレジットカード決済サービスが遅延・停止しないこと」に、「カード情報の大規模漏えいが発生しないこと」を追加し、クレジットセプター構成員に周知した。

##### ロ) 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）からの要請への対応

- ・安全基準等の浸透状況等に関するアンケート調査を構成員に対して 7 月に実施し、その結果を 8 月末に経済産業省を通じて NISC に提出した。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた第 2 回リスクアセスメントの 7 月開催の説明会の参加要請を対象会社に行った。その後、説明会参加会社を対象にリスクアセスメントの実施結果の内容を取りまとめ、結果を 10 月末日に経済産業省を通じて NISC に提出した。
- ・来年度以降のリスクアセスメントを効果的かつ効率的に実施するために参考となる情報を共有するための情報交換会が 1 月 29 日に NISC 主催で開催された。

##### エ) 情報共有

- ・クレジットセプター構成員がセキュリティに関する緊急情報を速やかに取得し、対策を講じることができるようにするために、日本情報処理機構（IPA）が提供する「J-SCIP」と JPCERT/CC が提供する「WAISE」に参加するよう要請し、全

構成員が参加することとなった。

- ・9月12日に、関係主体間（NISC→経済産業省→JCA→参加会社）の情報疎通機能確認を通じた情報共有体制の実効性検証と重要インフラ防護能力の維持・向上等を目的としたセプター訓練を実施した。
- ・NISC等からの注意喚起情報等37件を共有した。

## 2) 2017年度分野横断的演習

- ・分野横断的演習の実施に先立ち、新たに参加した構成員に対して、NISCが主催する2017年度分野横断的演習の内容、参加手続き等について、8月7日に説明会を開催した。
- ・12月13日にNISC主催の分野横断的演習が実施され、クレジットセプターからは27社95名（うち実施13社）が参加した。当日は2部構成にて、ランサムウェアによる攻撃、マルウェアによる攻撃、DDOSによる攻撃に対する対応体制の確認が行われた。その後、1月24日は演習の振り返りを行う意見交換会が実施された。

## ③クレジットカード不正使用防止対策

### 1) クレジットカード犯罪対策連絡協議会

同協議会の運営に事務局として協力し、次の活動を行った。

#### ア) 全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会

全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会の総会（1回）、定例会（2回）、幹事会（6回）を開催とともに以下の活動を行った。

##### ○二声運動について

各都道府県警察において、盗難被害、遺失物届受理の際に、遺失者に対してクレジットカード会社への連絡を促すことを徹底していただくことを目的として「二声運動啓発ツール」を各都道府県警察へ配布している。今回、カード会社の連絡先やデザインを更新し、ソフトウェア化を行い、各都道府県警察へ周知いただくよう警察庁に対して依頼した。

##### ○非対面不正取引への対応

全国協議会メンバー会社にて集約した「不正配送先と疑われる住所情報」の警察庁への情報連携を実施した（毎月実施）。

##### ○「クレジットカード犯罪知って得する法律まめ知識」の改訂

近年、カード犯罪の手口が多様化してきていることから、平成23年度に作成した「クレジットカード犯罪知って得する法律まめ知識」の改訂を行った。番号盗用及び虚偽入会に関するQ&Aを追加するなど、現状に即した内容に見直し、各都道府県警察に配布した。

○海外の日本大使館・領事館において、日本人渡航者がカード盗難被害・紛失に遭った際にカード会社の連絡先を案内するための「カード会社問い合わせ先一覧」のデータを作成し、外務省に提供した。

○日本旅行業協会（JATA）と連携し、JATAの会員である旅行会社に対して、日本人旅行者がカード盗難被害・紛失に遭った際にカード会社の連絡先を案内するための「カード会社問い合わせ先一覧」データを提供した。

○国内非対面取引における不正使用被害多発加盟店との情報連携

国内非対面取引における不正使用被害が多発していることから、その実態を明らかにするため、全国協議会会員会社 16 社を対象に「国内非対面取引における不正使用被害多発加盟店に関する実態調査」を実施した。国内非対面取引において不正使用被害が多発している加盟店上位 5 社を抽出し、それぞれの加盟店ごとの被害の実情について調査を行った。

その後、不正使用被害多発加盟店上位 5 社の各メインアクワイアラと連携して、全国協議会としてそれぞれの加盟店を訪問し、当該加盟店での不正使用被害の数値データや対応策等の情報連携を行うなど、不正使用抑止に向けた働きかけを行った。

#### ○百貨店や全国銀行協会等を騙る特殊詐欺事件への対応

百貨店や全国銀行協会等を騙って消費者に電話をかけ、自宅を訪問して、クレジットカード等を不正に詐取する特殊詐欺事件が全国的に多発したことから、警察庁と情報連携を行い、警察庁ホームページ上の特殊詐欺ページ（キャッシュカード詐取等の記載部位）に、「クレジットカード」の文言を追加するなどの啓発を行った。

#### ○加盟店への啓発活動

首都圏のホテル業の宿泊部門を担当しているスタッフがトラブル対策や接客向上などに向けて様々な意見交換を行っている城南ホテル会の定例会にて、ホテルにおけるクレジットカード犯罪の現状と対策について講演を行った。

#### イ) 地区クレジットカード犯罪対策連絡協議会

設置されている 12 地区において総会及び定例会を各 1 回開催した。

#### 2) クレジットカードインフラ整備のためのカード取引実態調査

四半期ごとに「クレジットカード不正使用被害の発生状況」を取りまとめ公表した。

（【別表 1 参照】）

### ④クレジットカードのインフラ整備

#### 1) 「クレジットカードデータ利用に係る A P I 連携に関する検討会」への対応

経済産業省が設置した「クレジットカードデータ利用に係るの A P I 連携に関する検討会」に、インフラ整備部会WG12の座長（三菱UFJニコス(株)顧問エグゼクティブフェロー島貫和久氏）が委員として出席し、同WGで取りまとめた業界意見をもとに意見発表した。

なお、同検討会（再開後、検討範囲を拡大し、通称「キャッシュレス検討会」）は平成 29 年 3 月 31 日から 6 月 22 日まで都合 4 回開催され、6 月 28 日に「中間取りまとめ」が公表された。

その後、同検討会は 11 月 8 日に再開され、平成 30 年 3 月 16 日までに都合 6 回開催され、上期と同様にWG12で取りまとめた意見を発表した。

なお、同検討会では、「クレジットカードデータ利用に係る A P I ガイドライン」の取りまとめの他、「キャッシュレス・ビジョン」の取りまとめも行われた。

## ⑤クレジットカード取引に伴う消費者問題への対応

海外アクワイアラー加盟店との消費者トラブル防止のための研修について、今後どのような研修を行うか等について検討した。

## ⑥クレジットカード利用の新技术等への対応

EMV仕様の非接触型ICカードの発行枚数の調査をカード発行会社におけるICカード化推進状況調査の一環として行った。2017年12月末現在のEMV仕様の非接触型ICカードの発行枚数（接触型・非接触型のハイブリッドを含む）は542.7万枚となった。

## ⑦「住所変更手続き」に関するクレジット業界統一広報・啓発の実施

「信用情報の誤提供に伴う消費者対応に関するガイドライン」に基づく顧客への通知未達を防止するため、クレジット業界においては、毎年3月・9月を住所変更手続きの業界統一広報・啓発月間と定め、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者に広報・啓発の実施状況について調査を行っている。

平成29年9月の広報・啓発の実施状況の調査結果については、包括信用購入あっせん業者の実施率は98.8%（前回96.9%）、個別信用購入あっせん業者の実施率は90.1%（前回90.2%）となった。

## (2) 利用者、消費者向け広報・啓発の強化

### ①実態調査の実施

消費者のクレジットの利用実態や意識、協会の実施している広報・啓発活動の評価や認知度などを把握するため、以下の3つの調査を実施し、調査結果を協会ホームページで公表した。

#### ○若年層社会人向けアンケート調査

若年層（社会人1～5年目）を対象にしたインターネットによるアンケート調査

- ・調査対象：男女約350名
- ・調査時期：5月

#### ○クレジットに関する消費者向け実態調査

幅広い年齢層のクレジット利用者を対象にしたインターネットによるアンケート調査

- ・調査対象：18歳以上男女約3,600名
- ・調査時期：8月

#### ○会員向けアンケート調査

- ・調査対象：正会員会社（包括・信用購入あっせん会社）
- ・調査時期：12月～1月

### ②クレジットカード啓発キャンペーンの実施

若年層をメインターゲットに、女優の吉本実憂さんをイメージモデルに起用したクレジットカードの正しい利用の促進を目的としたキャンペーンを実施した（4月～6月）。

本キャンペーンでは、ポスター・POP等を作成し、会員、行政、消費生活センター、大学のほか、百貨店、量販店等の販売店に掲示を依頼するとともに、協会ホームページ内に特設サイトを設け、会員等にリンクをお願いした。

また、全国の主要駅におけるポスター掲示、新聞・雑誌やWEB等の媒体を活用した広告掲載、書店(三省堂書店、紀伊国屋書店)におけるブックカバー広告等を実施した。



1 クレジットカード啓発キャンペーンとは・・・

【キャンペーン特設サイト】

【ブックカバー広告】

### ③消費者向け啓発物の配布

クレジットの仕組みや、正しい利用について理解を深めることを目的に作成しているパンフレット3種に、割賦販売法の改正やクレジットカードのIC化対応などを踏まえて必要な改訂・増刷を行い、大学や高等学校、消費生活センター等に配布した。



### ④協会ホームページによる広報・啓発

#### 1) 協会ホームページの閲覧数

目的の情報を探しやすいように協会ホームページのコンテンツ整理を行った。クレジットのしくみや、利用上の基本的なルール、注意喚起などの消費者向けの情報提供のページについても、内容を見直し拡充した。

平成29年度のホームページレビューは以下のとおり。



(単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
274,228	230,228	240,595	217,885	217,357	204,023

10月	11月	12月	1月	2月	3月
204,322	192,467	205,765	223,725	200,960	212,463

## 2) 協会 Facebook ページの開設

4月に、「クレジットカード啓発キャンペーン」のメインターゲットである若年層により認知してもらうため、協会フェイスブックページを開設した。キャンペーン期間が終了した7月以降は、クレジットのしくみやルールなどの基礎知識、クレジットの正しい利用の仕方などの情報を発信することを目的に、本年度を試験運用期間として、継続的に運用した。掲載内容は以下のとおり。

月	掲載内容
4月	・クレジットカード啓発キャンペーンスタートのお知らせ ・啓発キャンペーンルールの紹介①
5月	・啓発キャンペーン関連 (4,5月の広報実績の紹介) ・啓発キャンペーンルールの紹介②
6月	・政府広報動画の紹介 (JCA 協力) ・学生新聞(キャンパス・スコープ)記事のシェア投稿(啓発キャンペーン関連) ・啓発キャンペーン関連 (6月の広報実績の紹介)
7月	・「クレジットカードのIC取引」の推進 ・ネット取引での「追加情報」入力への推進
8月	・コロッケさん出演のカードセキュリティ動画のお知らせ
9月	・コロッケさん出演動画の紹介① ・クレジットカード暗証番号管理の注意喚起 ・ネット取引でのID・パスワードの使いまわしによる不正使用被害の注意喚起
10月	・コロッケさん出演動画の紹介②
11月	・学生新聞(キャンパス・スコープ)とのコラボ記事(インタビュー記事) ・主婦・高齢者向け啓発広報の紹介
12月	・学校への教育支援について (講師派遣の紹介)
1月	・クレジットカードの利用明細確認
2月	・学校への教育支援 (講師派遣) 活動紹介 ・教育用パンフレット・教材の紹介
3月	・クレジットカード啓発キャンペーンのお知らせ

## ⑤新聞・雑誌による広報・啓発

クレジットカード啓発キャンペーンや住所などの変更時のクレジット会社への届出の依頼、インターネットでのカード利用時の注意喚起、利用明細書の確認、IC取引、セキュリティ対策等について、29年度は、21回(上期11回、下期10回)新聞広告を掲載した。



⑥協会の事業成果の普及促進及び広報

[マスコミを通じての広報]

マスコミからの取材・問い合わせは合計で136件であった。

また、期間中、37件のニュースリリースを行った。

[協会報]

協会報「PROGRESS」をVol.31～Vol.34を発刊した。

⑦消費者信用団体に連携した多重債務防止に係る広報

11月、日本クレジットカード協会と共同でポスターを作成し、会員企業をはじめ全国の消費生活センター等に掲出依頼をするとともに、新聞2紙に広告を掲載した。



## ⑧訪日外国人観光客に対するカード利用促進

国際ブランド会社 6 社に協力いただき、国内の免税店（昨年度実施した東京都以外）へ「訪日外国人向けクレジットカード利用促進のための啓発物」（POP・ステッカー）を案内し、申込のあった約 1,500 店に、下記の啓発物を約 12,000 を無償配布した。



【POP・ステッカー 大】



【POP・ステッカー 大】



【POP・ステッカー 小】

## ⑨クレジットカードセキュリティに関する広報

### 1) クレジットカードセキュリティに関する動画の作成

クレジットカードの安全対策について、消費者への周知と理解を深めることを目的とした動画『JCA ホットチャンネル』を作成した。内容は、①「クレジットカード IC 取引編」②「ネットでのクレジットカード不正使用対策編」③「クレジットカード利用内容確認編」の 3 編と、ダイジェスト版の計 4 本。4 月 13 日から協会 HP で公開している。また、5 月に同動画の DVD を作成し、全国の消費生活センターほか関係団体、約 850 に送付した。



- ・クレジットカードの安全対策について、消費者により親しみやすい内容として、タレントのコロッケさん、芋生悠（いもうはるか）さんを起用したカードセキュリティ動画『コロッケの人々』を作成し、8 月 9 日から、協会 HP と YouTube にて公開している。



## [ラジオ CM の実施]

カードセキュリティに関して「クレジットカード IC 取引の推進」と「暗証暗号管理の注意喚起」などについてのラジオ CM を放送した（4 月～6 月に「星野源 オールナイトニッポン」（ニッポン放送）の スポンサーとして毎週火曜に放送、ゴールデンウィーク（4/29～5/7）にフリースポットでニッポン放送 20 本、文化放送で 40 本）。

また、タレントのコロッケさんを起用し「IC クレジットカード取引の安全性」と「利用明細確認の重要性」に関する CM を 2 本作成し、放送した（お盆（8/11～8/20）に J-WAVE ほか北海道、東海、近畿、福岡の 5 大都市系列 FM5 局で計 190 本）。

## 2) 政府広報動画への協力

経済産業省が作成した、クレジットカードセキュリティに関する動画『意外と知らないクレジットカードの安全な使い方』の企画・作成に協力した。6 月 8 日から内閣府の政府インターネット TV で配信されている。

## 3) ID・パスワードの使い回し防止にかかる周知啓発の実施について

実行計画 2017 におけるセキュリティ対策にかかる周知啓発活動の一環として、LINE ポイントビデオを利用した ID・パスワードの使い回し防止にかかる周知啓発を 8 月 25 日に実施し、40 万視聴完了した時点で終了した（同日中に完了）。

## (3) クレジット教育支援の充実

### ① クレジット教育に係る教材等の提供

全国の中学校・高等学校等約 230 校からの希望に応じて、以下のクレジット教育用教材を無償配布した。

#### [生徒用教材]

- ・「くれじっと入門」
- ・「クレジットワークブック（生徒用）」

#### [教員用教材]

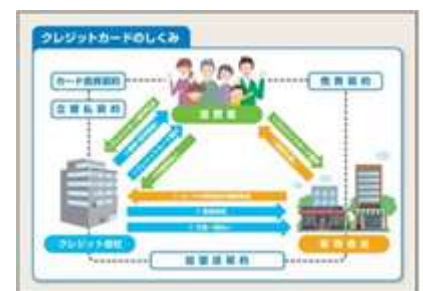
- ・「クレジット教育実践の手引き」
- ・「クレジットワークブック（先生用）」

#### [視聴覚教材]

- ・「クレジット博士と学ぶクレジットカード入門（DVD）」

#### [ポスター教材]

- ・「クレジットカードのしくみ（3 者間ポスター）」



## ②クレジット教育支援活動の周知

6月に協会が行っている学校教育への支援の内容を記したパンフレット『平成29年度クレジット教育支援活動のご案内』を作成し、全国の高等学校と勉強会開催都市の中学校に送付した。



## ③新聞・教育機関誌による広報・啓発活動

教材提供や講師派遣、教師向け勉強会の開催案内等について、学校教育専門誌、新聞に広告を掲載した。



## ④教員を対象とした勉強会の開催

高等学校、中学校の家庭科教員を対象にクレジット教育に関する勉強会を、札幌、仙台、宇都宮、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の8地区で開催した。

## ⑤教育関係機関等への講師派遣

大学・高等学校等の教育関係機関からの要請に応じて、計29校講師派遣を行った。大学の正規カリキュラム(立正大学法学部、後期15回)を、昨年に引き続き担当した。

## ⑥クレジット教育に係るアンケート調査

以下のアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめ会員向けホームページに公表した。

- ・教員向け調査・・・教材提供時、勉強会開催時を利用し、学校現場でのクレジット教育の実態(教えている内容、授業時間数)や教材のニーズ等に関する調査
- ・大学生向け調査・・・講師派遣を行った6つの大学の学生を対象にしたクレジットカードに関する意識調査

#### (4) 資格・研修制度の充実

##### ①資格・研修・講座の実施状況

平成 29 年度資格・研修制度の開催状況は、以下のとおり。

資格・研修制度		実施時期		参加者数	合格者数
クレジット債権管理士	通信講座	6月～8月		1,271名	—
	資格試験	10月2日・28日		1,639名	760名 (46.4%)
	資格取得者 研修会	2月14日・3月7日		117名	—
クレカウンセラー (クレジット債権管理士上級)	通信講座	6月～7月		78名	—
	第1次試験	8月24日		172名	23名
	第2次試験	11月16日・17日		43名	31名
	修了研修	2月22日・23日		31名	—
クレディッター (クレジット審査業務 能力検定 一般コース)	通信講座	8月～10月		1,652名	—
	検定試験	1月19日・20日		1,517名	1,391名 (91.7%)
シニアクレディッター (クレジット審査業務 能力検定 上級コース)	通信講座	8月～10月		528名	—
	検定試験	1月18日・19日		749名	459名 (61.3%)
個人情報取扱主任者 認定制度	上期	通信講座	5月～7月	2,353名	—
		認定試験	9月7日・8日	2,514名	1,821名 (72.4%)
	下期	通信講座	9月～11月	2,803名	—
		認定試験	2月8日・9日	3,075名	2,288名 (74.4%)
クレジットシステム基礎 通信講座	6月～12月 (毎月開講)			227名	—
個人情報保護の基礎 (講座)	4月～10月 (個別企業開催含む)			203名	—
クレジットの基礎 (講座)	4月～10月 (個別企業開催含む)			274名	—
クレジットカード実務の基礎 (講座)	4月～11月 (個別企業開催含む)			41名	—
eラーニング「はじめてのク レジットビジネス」	6月から毎月開講			415名	—

##### ② クレカウンセラー制度の見直し

クレカウンセラー制度について、創設 25 周年を迎えたことを機に、人材育成部会において、受講資格及びカリキュラム内容の見直し等を行い、クレジット債権管理士の上級資格ではなく、協会が運営する資格制度における最上位資格として、平成 30 年度より運用開始することとした。

### ③ eラーニングを活用した講座を開講

#### 1) 「はじめてのクレジットビジネス講座」を開講

協会が提供する研修制度としては、初めてとなる eラーニングによる研修制度の開講に向け行った正会員対象のモニター調査の結果を踏まえ、6月から「はじめてのクレジットビジネス講座」を開講した。

#### 2) 個人情報取扱主任者フォローアップ講座の作成

個人情報取扱主任者制度において、認定者が、平成 27 年に改正された個人情報保護法について学習するためのフォローアップ講座を、eラーニングにより提供するため、コンテンツ等の検討を行った。(平成 30 年度開講予定)

なお、協会の個人情報保護指針の改正により、認定個人情報保護団体が行う研修の位置付けとして個人情報取扱主任者制度が指定されていることから、認定者以外の受講ニーズに対応するため、改正法のポイントを学習するコース(動画タイプ)と改正法全体について学習するコース(静止画タイプ)の2つのコースを設定した。

### ④ 基礎講座のメニューの充実

新入社員等がクレジット業務の基本的な内容を修得するために実施している集合方式による研修の「クレジットの基礎講座」について、会員からの要望に応えるため、クレジットカード業務に特化した「クレジットカード実務の基礎講座」を開講した。(個別クレジット業務に特化した「個別クレジット実務の基礎講座」については、平成 30 年度に実施予定)

### ⑤ JCA 資格 NET の充実

研修制度専用 WEB サイトの JCA 資格 NET において、会員の利便性の向上、新しいクレカカウンセラー制度への対応、個人情報取扱主任者フォローアップ講座への対応等を図るための改修を行った。

## (5) 消費者相談等への対応 (前掲 1. (3) にまとめて記載)

## (6) クレジットに関する調査・研究等

### ① 統計の整備

#### 1) 平成 29 年統計の編纂・公表

販売信用分野の市場規模把握を目的に「クレジットカードショッピング」「ショッピングクレジット」の信用供与額及び信用供与残高等について毎年 1 回統計数値を取りまとめており、平成 29 年の各統計数値について、平成 30 年 3 月 30 日に公表を行った。(【別表 2 参照】)

#### 2) クレジットカード発行枚数調査の実施

クレジットカードの発行枚数を把握するため、クレジットカード発行企業 260 社を対象に「クレジットカード発行枚数調査」を実施し、数値をとりまとめ、平成 29 年 11 月 30 日に公表した。(【別表 3 参照】)

#### 3) クレジットカード動態調査の実施

クレジットカード発行主要企業 29 社を対象に毎月「クレジットカード動態調査」を

実施し、クレジットカードの月次信用供与額を取りまとめ公表した。（【別表 4 参照】）

#### 4) ショッピングクレジット動態調査の実施

ショッピングクレジットを取扱うクレジット企業 17 社を対象に毎月「ショッピングクレジット動態調査」を実施し、ショッピングクレジットの月次信用供与額、信用供与件数、信用供与残高を取りまとめ公表した。（【別表 5 参照】）

## ②クレジット関連調査研究

### 1) キャッシュレス社会研究会

キャッシュレス社会研究会（座長：川波 陽一下関市立大学学長）は、本格的なキャッシュレス社会の到来に向け、今後キャッシュレスが振興する要因や必然性、また阻害する要因等について調査・分析をしつつ、新たな決済手法が登場する中で、クレジットカードのポジショニングについて検証し、提言を取りまとめることとしている。

本年度は、昨年度に訪問調査を実施したスウェーデン、イギリスに加え、3 月にクレジットカードとデビットカードの両方が成長し続ける背景やキャッシュレスの現状について、アメリカの訪問調査を実施した。

また、3 月 23 日に第 10 回目の研究会を開催し、研究会委員の研究成果の発表・意見交換を行うとともに、「今後の日本におけるキャッシュレス社会の実現可能性とクレジットカードのあり方」について意見交換を行った。

調査研究の成果については、今後研究所の機関紙「CCR」において公表する予定にしている。

### 2) フランス消費者信用法制研究会

欧米諸国の消費者信用法制を把握することは、わが国における消費者信用法制のあり方を考える上で非常に有益であり、特にフランスにおいては、消費者保護に関する法文を統合して法典が制定されており、近年はEU指令の改正により法典もそれに併せて改正されるなどの動きが見られる。

そこで、最新のフランスの消費者信用法制を把握し、日本において今後想定される決済環境等の変化と、日本の消費者信用法制の参考とするため、有識者によるフランス消費者信用法制研究会を設置し、平成 29 年度は都合 2 回開催した。

### 3) EUにおけるクレジットカード決済に関するGDPR及びEU加盟国の個人情報保護規制及び実務運用に関する調査

3 年後の個人情報保護法見直しの際に想定される論点やクレジット取引における実務への影響等の検討に資するため、EU一般データ保護規則（GDPR）及びEU加盟国の個人情報保護法における「クレジットカード番号」の移転を伴うクレジットカード決済に係る法的義務及び実情について、2 月に有識者によるEU加盟国（ベルギー、フランス）に対する訪問調査を実施した。調査研究の成果については、今後研究所の機関紙「CCR」において公表を予定している。



## (7) 会員会社への情報提供の充実

### ① 地区連絡会の開催

正会員会社（信用購入あっせん業者等）を対象に、協会の活動状況報告、各地区の経済産業局等との情報交換及び会員相互の交流等を図ることを目的とした「地区連絡会」を全国9地区で開催した。各地区の開催状況は、以下のとおり。

地 区	開催日・場所	講演テーマ・経済産業局からの出席者	出席社・者数
北海道	9月6日 (札幌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年度信用購入あっせん業者等に対する検査基本方針及び検査基本計画」</li> <li>・「経済産業省 北海道経産局における消費者相談の概要（平成28年度）について」</li> </ul> 北海道経済産業局産業部消費経済課 課長補佐 西本 昌弘 氏	13社17名
	3月9日 (札幌)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正割賦販売法対応及び実行計画2018について（事務局説明・意見交換）</li> </ul>	10社14名
東 北	7月12日 (仙台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東北経済の動向、最近のクレジットカード行政の課題等について」</li> </ul> 東北経済産業局産業部 消費経済課長 遠藤 司 氏	29社35名
関 東	10月19日 (東京)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関東地区における最近のクレジット行政の動向について」</li> </ul> 関東経済産業局産業部商務・取引信用課 課長 難波 洋次郎 氏	100社167名
中 部	10月17日 (名古屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャッシュレスの推進 クレジットカード産業をめぐる課題と対応」</li> </ul> 経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課 市場監視官 海老原 要 氏	24社36名
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中部地区における最近のクレジット行政の動向について」</li> </ul> 中部経済産業局産業部 消費経済課長 竹内 勝美 氏 消費経済課 消費者信用係長 後藤 裕美子 氏 総括係 島 百々子 氏	
近 畿	9月15日 (大阪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「キャッシュレスの推進 クレジットカード産業をめぐる課題と対応」</li> </ul> 経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課 市場監視官 海老原 要 氏	26社33名
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「最近の消費者問題の動向とクレジット行政について」</li> </ul> 近畿経済産業局産業部 消費経済課長 須山 季子 氏 消費経済課 課長補佐 澤田 明子 氏 商取引検査専門官 木村 修一 氏	

中 国	8月4日 (広島)	・「中国地区における最近のクレジット行政等について」 中国経済産業局産業部 消費経済課長 難波 貢司 氏 消費経済課商取引検査専門官 矢田 真紀子 氏 商取引検査専門官 山元 貴雄 氏 商取引検査専門官 桜井 奈津子 氏	19社21名
	2月22日 (広島)	・「最近のクレジット行政について」 中国経済産業局産業部 消費経済課長 難波 貴司 氏 消費経済課 係長 千田 桂司 氏 商取引検査専門官 山元 貴雄 氏 商取引検査専門官 桜井 奈津子 氏	16社19名
四 国	11月20日 (松山)	・「キャッシュレスの推進 クレジットカード産業をめぐる課題と対応」 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 係長 小暮 千賀明 氏 ・「四国地区における最近のクレジット行政の動向について」 四国経済産業局 産業部 消費経済課長 松本 一博 氏 消費経済課 課長補佐 田中 伸彦 氏	14社17名
九 州	9月27日 (福岡)	・「消費者相談の概況と最近の諸情勢について」 九州経済産業局 産業部 消費経済課 課長 橋本 崇雄 氏	21社30名
	3月22日 (福岡)	・「消費者相談の概況と最近の諸情勢について」 九州経済産業局産業部 消費経済課長 橋本 崇雄 氏 消費経済課 課長補佐 伊藤 里美 氏 調査官 古澤 伸司 氏 係員 副島 真介 氏	23社32名
沖 縄	6月22日 (那覇)	・「沖縄地区における最近の行政動向について」 沖縄総合事務局経済産業部商務通商課消費経済室室 長補佐 伊藤 信広 氏 法執行専門職員 栗国 裕江 氏	7社17名

## ②業務報告会の開催

「業務報告会」は、地方会員会社の会員代表者及び役員を対象に、協会活動報告、意見交換等を行うと同時に会員相互の交流を図ることを目的に開催しており、平成29年度は経済産業省 消費・流通政策課長 林 揚哲 氏ほか担当官を招き、仙台及び大阪の2会場で開催し、延べ68社77名の参加を得た。

なお、「業務報告会」の開催概要は以下のとおりである。

### 1) 開催地区と開催日等

	仙台会場	大阪会場
開催日	平成30年1月16日(火)	平成30年1月18日(木)
開催場所	パレス宮城	メルパルク大阪

## 2) 内 容

### (a) 業務報告

クレジット業界の諸課題と協会の取組み等について

### (b) 講 演

テーマ：「キャッシュレスの推進 ～クレジットカード産業をめぐる課題と対応～」

講 師：経済産業省 商務・サービスグループ

消費・流通政策課長 林 揚哲 氏（大阪会場）

消費・流通政策課 市場監視官 海老原 要 氏（仙台会場）

係長 小暮 千賀明 氏（大阪会場）

## ③協会ホームページ会員専用ページ及びメール配信サービスによる情報提供

協会ホームページ会員専用ページの行政や関連団体等からの「協力依頼」「周知依頼」「お知らせ」等について、関係会員宛にメール配信サービスを利用して、迅速な情報提供を行った。（平成 29 年度延べ 108 件を配信）

## (8) 改正割賦販売法等の関係法令への対応

### ①割賦販売法政省令改正への対応

#### 1) 産業構造審議会割賦販売小委員会への対応

平成 29 年 5 月 10 日に割賦販売小委員会報告書「クレジットカード取引及び前払い式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて」が公表されたことを受けて、5 月から 6 月にかけて、経済産業省の担当官を招き同報告書の説明会を開催（東京 3 回、大阪 1 回）し、352 名の参加を得た。

#### 2) 意見募集の対応

- ・割賦販売法政省令改正案については、平成 29 年 8 月 29 日に意見募集が開始されたことから、法務部会・割賦販売法政省令改正に係る検討WGの合同会議において業界の意見を取りまとめ、9 月 27 日に経済産業省に対して、意見を提出した。
- ・平成 29 年 12 月 1 日の改正特定商取引法施行に伴い、「美容医療サービス」の追加に関して、「割賦販売法施行令の一部を改正する政令等の概要」について意見募集が行われ、法務部会で検討した結果、意見提出は行わないこととした。

#### 3) 改正省令対応

新たに義務化された加盟店調査の方法等について、昨年度に引き続き、法務部会WGにおいて意見の取りまとめのための検討を行った。29 回の会議を開催し、取りまとめた内容を経済産業省に報告し、調整を行った。

引き続き、加盟店調査等の具体的な方法等について検討している。

#### 4) 「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」及び「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針（案）」への対応

「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）」及び「割賦販売法

(後払分野)に基づく監督の基本方針(案)」については、平成29年12月21日に公表され、意見募集が行われた。そこで、「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針(案)」について法務部会において意見を取りまとめ、平成29年1月19日に経済産業省に対して意見を提出した。

#### 5) 「割賦販売法政省令の改正に関する説明会」の開催

平成29年12月1日に改正割賦販売法施行令及び施行規則が公布されたことを受け、協会会員に対して改正内容を周知するため、経済産業省担当官を招き、全国8地区10会場で説明会を開催し、846名の参加を得た。開催地区等は以下のとおり。

説明会参加者数		
開催日	地区	参加者数
12月20日	東京①	239名
1月15日	大阪	88名
1月16日	名古屋	61名
1月18日	札幌	26名
1月22日	高松	34名
1月25日	仙台	40名
1月26日	東京②	188名
1月30日	広島	27名
1月31日	福岡	66名
2月5日	東京③	77名
計		846名

#### ②特定商取引法改正への対応

- 1) 消費者庁より、平成29年4月28日に、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)」に対する意見募集が行われたことから、法務部会において意見を取りまとめ、5月24日に消費者庁に意見を提出した。
- 2) 消費者庁より、平成29年10月11日に、「特定商取引に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について(案)」に関する意見募集が行われたが、法務部会で検討した結果、意見提出は行わないこととした。

#### ③消費者契約法等への対応

消費者庁より、平成29年8月15日に「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」、平成29年8月21日に「消費者契約法の見直し」に関する意見募集がそれぞれ行われ、法務部会で検討した結果、「消費者契約法の見直し」について意見を取りまとめ、9月13日に消費者庁に意見を提出した。

#### ④新収益認識基準の適用への対応

1)平成 29 年 6 月 6 日開催の法務部会において、「新収益認識基準の適用に伴う税制への影響」について、「国際会計基準（IFRS）」のうち、「収益の認識」に係る考え方が変更されたことに伴い、日本の会計基準の一部も併せて見直しが行われる予定となっていることから、経済産業省大臣官房秘書課担当官から「新収益認識基準」の内容について説明を受けた。

あわせて、経済産業省から、本件に対する意見・要望があれば提出して欲しい旨を要請されたことから、各社の意見を取りまとめ、平成 29 年 6 月 29 日に経済産業省へ報告した。

2) 公益財団法人財務会計基準機構より、平成 29 年 7 月 20 日に「収益認識に関する会計基準（案）」に関する意見募集が行われたことから、法務部会において業界の意見を取りまとめ、10 月 20 日に財務会計基準機構に意見を提出した。

#### ⑤「民事執行法の改正に関する中間試案」の意見募集

法務省より、「民事執行法の改正に関する中間試案」に関する意見募集が行われ、法務部会で検討した結果、意見提出は行わないこととした。

#### ⑥「犯罪収益移転防止法」改正を踏まえたマネロン等への対応

経済産業省より、「犯罪収益移転防止法」等への対応に係る会員各社への取組みに対するアンケートの依頼があったことから、11 月 30 日に包括信用購入あっせん業者にメール配信し、協力依頼を行った。

#### ⑦「データ利活用促進に向けた検討 中間報告(案)」に対する意見募集

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室より、平成 29 年 11 月 24 日「データ利活用促進に向けた検討 中間報告(案)」に関する意見募集がされたことから、法務部会において意見を取りまとめ、12 月 21 日に同省知的財産政策室に対して意見を提出した。

### (9) 反社会的勢力排除のための対応

#### ①CSRS I の運用状況

個人の契約者等の反社チェックのための業界共同のデータベースとして運用している「CSRS I」は、平成 30 年 3 月末現在で 377 社が利用手続きをし、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの累計で約 3,743 万件の照会があった。

#### ②CSRS II の運用状況

加盟店や委託先等の反社チェックのための業界共同データベースとして運用している「CSRS II」は、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの累計で約 104 万件の照会があった。

#### ③確認済情報の共有・活用（反社ではない類似該当者の不利益防止対策）

CSRS I 及び II で使用する全国暴追センターからの入手情報には生年月日情報がないことから、同姓同名で同時期に生まれた類似該当者の不利益発生の未然防止のため、平成 27 年 4 月から「データベース掲載者の生年月日との不一致が確認された日付（確認済情報）」を共有して該当精度の向上を図っている。

平成29年4月から平成30年3月までに約2,500件の確認済情報をデータベースに登録した。

#### ④反社DBに該当した場合の協会による全国暴追センターへの二次照会訪問代行の実施

CSRSのデータベースに該当した場合であってもそれ自体で反社であることを断定できるものではなく、案件によっては暴追センターへの生年月日による照合が必要となる。

協会では、会員の事務負担の軽減のため、照会事務を代行する制度（「二次照会訪問代行」）を実施しており、平成29年4月から平成30年3月までの累計で3,344件の確認を行った。

### (10) 新規入会の促進等

#### ①未加盟の登録あっせん業者への入会促進

信用購入あっせん登録をしても当協会に未加盟のままであった金融機関等を訪問し、協会活動の理解を得るとともに、協会への入会を依頼してきた結果、平成30年4月度から入会に向けて申請手続きを進めることとなった。これにより、現行法の信用購入あっせん登録事業者の入会率は100%となる。

#### ②決済代行業者（PSP）への入会促進

改正割賦販売法の施行を視野に、経済産業省とも情報交換を行い、特に決済代行業者（PSP）を中心に関連のある企業をピックアップし、入会パンフレットを送付するとともに入会促進のための訪問活動を行った。

### (11) 海外研修・視察団の派遣

会員からの要望を受け、会員企業の役職員の研修・教育の一環となるテーマでの海外研修・視察を昨年度（豪シドニー）に引き続き、下記のとおり研修・視察団を派遣した。

テーマ	「中国におけるクレジット・キャッシュレス化の最新事情」
研修目的	中国は、銀聯カード（デビット・クレジット）をはじめ、カード決済が普及しているほか、少額決済ではアリペイ、ウィチャットペイ等のモバイル決済が現金に変わって日常生活の決済（個人間決済を含む）に広く浸透し、約8億人が利用していると言われている。スマートフォンの急激な普及に伴い、ここ2～3年でQRコードを用いたモバイル決済は急拡大しており、2016年で約38兆元（5.5兆ドル）にのぼり、アメリカのモバイル決済の50倍、日本のGDPを上回る規模に達しているとの報道もある。 このため、日本においてもモバイル決済が新たな起爆剤になる可能性もあることから、今回の研修・視察団は、中国の上海・杭州にある、銀行のポイントシステムの提供やコンサル業務を行う企業、金融機関、クレジット会社、シェア・バイク提供会社、百貨店、モバイル決済を用いたインターネット決済会社等を訪問し、わが国のEC取引やキャッシュレス化等の方向性を探り、クレジットカードに係る新ビジネスの開発などの参考にする。
渡航先	中華人民共和国 上海市、杭州市
参加者	総勢25名（団員22名、協会随員1名、添乗員2名）
派遣期間	平成30年2月4日（日）～8日（木） 5日間

<p>主な視察先 1)～6)は上海、 7)は杭州</p>	<p>1)上海易百 (eBuy) 銀行のクレジットカードのポイントや企業のクーポンなどロイヤリティプログラムの設計やコンサルティングのサービスを展開している新興企業。</p> <p>2)中国工商銀行 (支店) 中国5大銀行の一つで、資産・収益の面で世界最大の銀行。クレジットカード業務も運営しており、スマホ向けの銀行アプリも提供している。</p> <p>3)中信銀行 (クレジット中心) 中国5大銀行に次ぐ規模の銀行。クレジットカード業務も運営している。</p> <p>4)銀聯国際 中国の銀行カードの決済システムを統一的に運営管理するために、中国人民銀行業務の下で、中国の銀行各行により共同で設立された中国銀聯の国際業務を担う企業。銀聯カードの国際ブランド (Union Pay) として各銀行カードの決済・システム管理等を行っている。</p> <p>5)ofo. Inc 中国で自転車シェアリングサービスを開始し、世界にも展開している新興企業。IT技術、モバイル決済を活用したビジネスモデルで急成長し、日本にも進出開始。</p> <p>6)伊勢丹 (中国) 投資有限公司 高級ブランドやレストランも充実している日系の老舗大型デパート。化粧品売り上げが高く、カード決済のみならずモバイル決済にも対応している。</p> <p>7) アントフィナンシャル 世界最大手のインターネットサイトを運営するアリババグループの決済関連サービス支付宝 (Alipay) を運営する企業。QRコード決済をはじめとして、世界最大規模のモバイル決済を行っている。</p>
--------------------------------------	---

(12) テーマ別、業態別研究部会の実施

部会名	開催	主な検討テーマ等
法務研究部会	7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全社的リスクマネジメントとガバナンス・リスク・コンプライアンス (GRC) の実務</li> <li>② 営業秘密の流出を未然に防ぐ情報管理のポイント</li> <li>③ 民法 (債権法) 改正法の概要 - クレジットカード実務への影響を中心に -</li> <li>④ 改正割賦販売法の概要とクレジット事業者の対応について～政省令 (案) を踏まえて～</li> <li>⑤ クレジット会社のための債権保全・回収における留意点</li> <li>⑥ カード情報流出等の訴訟事案を踏まえたベンダーとの契約・管理の留意点</li> <li>⑦ 反社会的勢力に関する最近の裁判例と今後の対応の考え方について</li> </ul>
調査・回収	4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 改正個人情報保護法の概要と実務上の留意点</li> <li>② セブン・カードサービスにおける AI 技術と自動音声を活用した初</li> </ul>

研究部会		<p>期督促業務の効率化</p> <p>③ インターネットでのクレジット申込における法的留意点と実務対応</p> <p>④ 債権回収業務における債務者の財産調査のポイントと留意点</p>
特商法加盟店研究部会	5回	<p>① 消費者契約法解説～消費者契約法逐条解説を踏まえて～</p> <p>② 消費者裁判手続特例法の概要と実務上の留意点</p> <p>③ 改正特定商取引法・政省令の概要と実務上の留意点</p> <p>④ 改正民法による訪問販売事業者等の実務上の留意点</p> <p>⑤ マニュアル整備の重要性とマニュアル改訂のための検証ポイント</p>
システム研究部会	6回	<p>① クレジット業界におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて</p> <p>② 金融事業における機械学習モデル・AIの価値と実現について</p> <p>③ セキュリティ人材の効果的な養成のために</p> <p>④ システム監査の重要論点～金融機関等の事例を参考として～</p> <p>⑤ クレジット会社におけるシステム移行の重要ポイント</p>
カードマーケティング研究部会	7回	<p>① デジタル時代における“PRICELESS”</p> <p>② 顧客価値を生み出す定期誌の作り方～会員誌・広報誌の現状と未来</p> <p>③ 最新買物行動研究 ～未来の潮流から探るサービスの進化～</p> <p>④ クレジットカード業界の地方創生の取組みについて</p> <p>⑤ 最新IT技術を活用したマーケティングについて</p> <p>⑥ 顧客データから捉えるマーケティング戦略の立て方</p> <p>⑦ Web 広告の効果を最大化するための効果測定的重要性</p>
保証事務研究部会	0回	
カード取引対応研究部会	10回	<p>① 不正アタック大量発生時の対応について</p> <p>② コンビニでのたばこ買い回り不正使用発生状況及び対策について</p> <p>③ クレジットマスター発生時の対応について</p> <p>④ 紛失盗難案件のヒアリング（問診）について</p> <p>⑤ 保留対象外会員の条件について</p> <p>⑥ ダークウェブ上のセキュリティ情報について</p> <p>⑦ オフライン売上における会員クレーム及びその対応方法について</p> <p>⑧ フィッシングサイトをCPPとした不正被害の対応について</p> <p>⑨ 海外における不正使用の動向および国際ブランドにおける不正使用対策について</p> <p>⑩ セキュリティ担当者育成について</p>
カードセキュリティ研究部会	7回	<p>① クレジットカード犯罪対応の基礎</p> <p>② クレジットカード犯罪と関係法規の基礎（前篇）</p> <p>③ クレジットカード犯罪と関係法規の基礎（後篇）</p> <p>④ セキュリティ部門における課題 ～業務別グループディスカッション～</p> <p>⑤ (1) 警視庁組織犯罪特別捜査隊によるクレジットカード犯罪の取締状況および犯人検挙に向けたカード会社との連携について (2) クレジットカード会社における犯人検挙のための社内体制および取締当局との連携について</p> <p>⑥ サイバー犯罪の最新動向および産官学連携による対策</p> <p>⑦ 楽天による不正使用対策</p>
消費者対応研究部会	4回	<p>① クレーム担当者のメンタルヘルス～クレーム対応と消費者相談窓口担当者のメンタルヘルス対策～</p> <p>② 経済産業省におけるクレジットに関する消費者相談状況</p> <p>③ 知っておきたい「割賦販売法の一部を改正する法律」</p>



## 4. その他

## (1) 日本クレジットカウンセリング協会の活動支援

多重債務者への相談・カウンセリングを行う日本クレジットカウンセリング協会の活動に対し、賛助会費の負担等の支援を、負担額を減額した上で行った。

## (2) 事務局体制の充実強化

中期業務運営方針に基づき、事務局体制の充実強化の検討を行った。また、割賦販売法改正に伴う各種規程等（定款、会費規程、会員規則等）の見直しを行い、第 54 回理事会にて承認を得た。

## 5. 総会、理事会、委員会、部会の開催報告

会議	開催日/回数	議案・審議事項・主な議題	
第 9 回 定時総会	6 月 7 日	第 1 号議案 平成 28 年度事業報告及び収支決算並びに公益目的 支出計画実施報告の件 第 2 号議案 任期満了に伴う役員改選の件	
理 事 会	第 49 回	5 月 17 日	①平成 28 年度事業報告及び収支決算並びに公益目的支出計画 実施報告について ②任期満了に伴う役員改選について ③新規入会会員等について ④総務委員会の一部委員の選任について ⑤「個人情報保護に関する法律」の改正に伴う個人情報保護 指針の改正について ⑥クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2017 を踏 まえた当協会の対応状況と今後の対応について
	第 50 回	6 月 7 日	①会長、副会長、専務理事及び常務理事等の選定について
	第 51 回	9 月 26 日	①新規入会会員について ②クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画を踏まえた 関係ガイドラインの改定等について ③育児休業、介護休業等に関する規則の改正について ④総務委員会の一部委員の選任について
	第 52 回	11 月 28 日	①新規入会会員の承認について ②割賦販売法の改正に伴う自主規制規則改正の今後の対応につ いて
	第 53 回	1 月 12 日	報告事項のみ
	第 54 回	3 月 27 日	①新規入会会員等の承認について ②平成 30 年度事業計画案及び収支予算案について ③割賦販売法改正に伴う定款等の改正について ④割賦販売法改正に伴う自主規制規則改正の今後の対応につ いて ⑤セキュリティ対策に係る取り組みについて

			⑥第 10 回定時総会の開催について ⑦各委員会の委員の選任について
監事会		4 月 25 日	①平成 28 年事業報告及び収支決算並びに公益目的支出計画実施報告及び変更認可申請について
委員会	総務委員会	4 回開催	① 新規入会会員等について ② 平成 28 年度事業報告及び収支決算並びに公益目的支出計画実施報告について ③ クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画 2017 を踏まえた当協会の対応状況と今後について ④ 各部会の部会員の変更について ⑤ 組織業務効率化委員会 委員長の選任について ⑥ 新規入会会員の承認等について ⑦ 平成 30 年度事業計画案及び収支予算案について ⑧ セキュリティ対策に係る取り組みについて ⑨ 割賦販売法改正に伴う定款等の改正について ⑩ 第 10 回定時総会の開催について
	自主規制委員会	4 回開催	①割賦販売法改正に伴う自主ルール改正等の今後の対応について ②平成 29 年度 法令等遵守状況調査の実施計画について ③自主規制委員会に設置する専門部会の部会員の変更について ④「人材育成部会の分科会」の設置について
	個人情報保護推進委員会	3 回開催	①「個人情報保護指針 附属規程」の一部改正について ②「個人情報保護に関する Q & A」の改正について ③日本クレジット協会が認定個人情報保護団体として行う研修の考え方について ④個人情報保護推進委員会に設置する部会員の一部変更について
	審査委員会	開催なし	
	組織・業務効率化委員会	3 回開催	①平成 29 年度業務効率化等の中間報告について ②平成 29 年度事業遂行状況について ③平成 28 年度委員会指摘事項への対応等について ④平成 29 年度組織・業務効率化委員会の報告書の取りまとめについて ⑤平成 30 年度組織・業務効率化等のポイントについて

#### 【部会報告】

部会名	開催	主な検討テーマ等
総務企画部会	4 回	①平成 28 年度事業報告及び収支決算並びに公益目的支出計画実施報告について ②個人情報取扱いに関する規則等の改正について ③育児休業、介護休業等に関する規則の改正について ④加盟店からのクレジットカード情報等漏えい時におけるカード会社対応要領について ⑤新規入会会員及び定期報告に基づく会員種別等の変更について ⑥平成 30 年度事業計画案及び収支予算案について ⑦割賦販売法改正に伴う定款等の改正について ⑧第 10 回定時総会の開催について
法務部会	5 回	①新収益認識基準の適用に伴う税制への影響について ②割賦販売法政省令改正案に対する意見募集への対応について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>③消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書への対応について</li> <li>④加盟店調査・必要な措置等に関する論点とその対応について（WGにおける検討事項）</li> <li>⑤割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）に対する意見募集等への対応について</li> <li>⑥割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針（案）に関する意見募集等への対応について</li> </ul>
地方事業者部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新中期業務運営方針（平成29年度～31年度）の策定について</li> <li>②平成29年度事業計画について</li> <li>③クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2017-</li> <li>④広報・啓発活動の実施状況について</li> <li>⑤改正割賦販売法改正の動向について</li> <li>⑥クレジットカード加盟店契約に関するガイドラインについて</li> <li>⑦クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画を踏まえた当協会の対応状況</li> <li>⑧各種自主規制規則の改正に係る方向性について</li> <li>⑨平成28年度法令遵守状況調査結果報告について</li> <li>⑩関係法令の動向について</li> </ul>
インフラ整備部会	4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①セプター構成員の拡大について</li> <li>②クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画2017における周知啓発活動について</li> <li>③クレジット取引セキュリティ対策協議会実行計画2017を踏まえた関係ガイドラインの改定等について</li> <li>④割賦販売法改正によるセキュリティ対策等に関する自主規制委員会からの検討付託事項への対応について</li> <li>⑤実行計画2017における偽造防止対策にかかる周知啓発活動について</li> <li>⑥ICカード化推進状況調査について</li> <li>⑦クレジットカードのIC化への取組みについて</li> <li>⑧改正割賦販売法対応関連WGの開催状況と今後の進め方等について</li> <li>⑨「IC取引における本人確認方法に係るガイドライン」及び「本人確認不要(サインレス/PINレス)取引に係るガイドライン」の修正について</li> <li>⑩新しい情報交換制度構築の概要とデータ連携の仕様(CSVファイルフォーマット)に関する情報提供について</li> <li>⑪ICカード化推進状況調査結果と公表方法等について</li> <li>⑫暗証番号の認知向上および設定管理に係るクレジット会社の広報活動の見直しについて</li> <li>⑬不正利用被害額の抑止に向けた加盟店評価の新WGの組成について</li> </ul>
信用情報部会	—	開催なし
調査統計部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①クレジットに係る契約件数調査について</li> <li>②平成29年度のクレジットカード発行枚数調査の実施について</li> <li>③クレジットカード発行枚数調査「集計結果」について</li> <li>④平成29年統計数値について</li> </ul>
人材育成部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成29年度の人材育成部会の取組について</li> <li>②クレカカウンセラー制度の見直しについて</li> <li>③「研修等の実施に伴う分科会の設置に関する細則」の策定について</li> <li>④分科会委員会社の交代について</li> <li>⑤平成30年度以降の割賦販売法・自主ルール研修について</li> </ul>

		⑥クレカカウンセラー制度の実施概要について ⑦個人情報取扱主任者フォローアップ講座（eラーニング）の内容について ⑧平成30年度 各研修制度の実施について
広報・啓発部会	3回	①平成28年度消費者向け広報・啓発活動の実施状況と平成29年度の活動予定について ②平成29年度上期消費者向け広報・啓発活動の実施状況について ③平成30年度消費者向け広報・啓発活動の実施について
消費者部会	2回	①平成28年度 消費者相談報告書（案）について
保安対策部会	－	開催なし
企画調整部会	3回	①割賦販売法改正に伴う自主ルール改正等の今後の対応について ②平成29年度法令等遵守状況調査の実施計画について ③「人材育成部会の分科会」の設置について
加盟店部会	23回	①改正割賦販売法と情報交換制度の構築について ②情報交換制度の構築にかかる論点整理について ③情報交換制度に関する業務処理量等に関する調査について ④割賦販売法改正に伴う加盟店情報交換制度の構築にかかる業界案について ⑤割賦販売法改正に伴う加盟店情報交換制度の構築にかかる業界案に関する行政確認結果及び修正案について ⑥割賦販売法改正に伴う加盟店情報交換制度の構築にかかる業界案に関する行政確認結果への対応について ⑦新システム設計の状況について ⑧今後のスケジュールについて ⑨残課題と議論の進め方について ⑩新システムへの移行過渡期の対応について ⑪新システムについて (1) 開発費用、開発機能について (2) 各社からのご意見等と対応について ⑫仕様公開について ⑬新情報交換制度の運用に係る課題について
カード部会	8回	①カード番号等の適切な管理に関する自主規制規則及び包括信用購入あっせんに係る自主規制規則改正の全体像等について ②クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制規則の改正について（カード番号等の適切管理・加盟店調査） ③カード番号等の適切な管理に関する自主規制規則の改正について（体制整備・その他の規制について） ④包括信用購入あっせんに係る自主規制規則の改正について改正犯罪収益移転防止法の施行に伴うモデル社内規程の改正について ⑤包括信用購入あっせんに係る自主規制規則運用指針の改正について ⑥クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止に関する自主規制規則の改正について (1) 確定版の省令に基づく規則細則の改正案について (2) 運用指針の考え方について ⑦クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止等に関する自主規制規則、細則、運用指針の改正について
個品部会	4回	①個別信用購入あっせんに係る自主規制規則改正の全体像について ②個別信用購入あっせんに係る自主規制規則の改正について ③個別信用購入あっせんに係る自主規制規則、細則、運用指針の改正について

調査部会	2回	①平成 29 年度書面調査の内容について
個人情報保護 企画部会	3回	①「個人情報保護指針」の改正について ②「個人情報保護指針 附属規程」の改正について ③「個人情報保護指針 附属規程」の一部改正について ④「個人情報保護に関するQ&A」の改正について ⑤日本クレジット協会が認定個人情報保護団体として行う研修の考え方について
個人情報保護 専門部会	2回	①「個人情報保護指針 附属規程」の一部改正について ②「個人情報保護に関するQ&A」の改正について ③日本クレジット協会が認定個人情報保護団体として行う研修の考え方について

以上